

山梨県市町村総合事務組合地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画

平成 28 年 3 月 24 日

はじめに

地球温暖化は、人の活動に伴って発生する二酸化炭素などの温室効果ガスが、その大気中の濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象であり、急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響と日常生活に甚大な被害を及ぼす可能性が指摘されている。

平成 9 年 12 月に開催された「地球温暖化防止京都会議（COP3）」において「京都議定書」が採択されたことから、我が国では、平成 10 年 10 月、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）を制定、平成 11 年 4 月から施行し、地球温暖化対策に関する基本方針として、国、地方公共団体、事業者、国民の取り組みに係る基本的事項を明らかにするとともに、地方公共団体の事務、事業に関する実行計画の内容について定め、計画の策定及び計画に基づく措置の実施の状況の公表を義務づけている。

本組合では、平成 17 年 12 月に、平成 22 年度を目標年度とした「山梨県市町村総合事務組合地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画」を、平成 23 年 4 月に、平成 27 年度を目標年度とした「山梨県市町村総合事務組合地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画（第 2 次）」を策定し、県内全市町村が構成する特別地方公共団体（一部事務組合）である本組合の責務を果たすよう取り組んできたところである。

こうしたことから、本組合では、これまでの取り組みの結果を踏まえ、更に取り組みを進めるべく、法に基づく実行計画（第 3 次）を次のように定め、公表することとする。

目的と対象範囲

法第 4 条、第 8 条、第 20 条及び第 20 条の 3 に基づき、自らの事務及び事業に伴う温室効果ガスの総排出量の抑制について、総合的かつ計画的に実施することにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

また、組合が実施する事務事業全般を対象とすることから、温暖化対策と同時に事務経費の削減効果も期待できるものである。

計画期間

基本方針に基づく計画期間として、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日（平成 28～32 年度）までの 5 年間とする。

なお、必要に応じた見直しを行い、その内容等については、その都度公表することとする。

計画目標

温室効果ガスの抑制（削減）目標として、行動目標の積み上げにより、次の抑制（削減）目標を設定する。

また、本計画における温室効果ガスは二酸化炭素（CO₂）及びメタン（CH₄）を対象とし、排出係数は政令によるものとする。

なお、平成 32 年度に向けた国の温室効果ガス削減目標は、平成 17 年度比で 3.8%減としているが、本組合では、平成 26 年度に平成 17 年度比で 40%以上の大幅な削減を行っているため、総排出量の目標を定める上での基準年を平成 26 年度とする。

区分	平成 17 年度	平成 26 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
抑制目標量	総排出量 214.939t-CO ₂	総排出量 122.72t-CO₂ (基準年)	総排出量 122.59t-CO ₂ 0.1%減	総排出量 122.47t-CO ₂ 0.2%減	総排出量 122.35t-CO ₂ 0.3%減	総排出量 122.22t-CO ₂ 0.4%減	総排出量 122.10t-CO ₂ 0.5%減

参考) 2013 年 11 月に国が気候変動枠組み条約事務局に登録した 2020 年度における温室効果ガスの排出抑制・吸収の量に関する目標

3. 8%削減

※2005 年度の排出量（13 億 5,100 万 t-CO₂）を基準とする。

措置内容

行動目標として、組合の事務事業全般に係る取り組み（措置）項目を次のとおり設定する。

1 消費電力の削減

○ 実行計画に係る電気の総使用量を基準比 0.5%削減する。

- ・ 蛍光灯及び電球の間引き
- ・ 就業外時の室内消灯
- ・ 更衣室、役員室等の不在時消灯
- ・ 自治会館共用部の空調、照明の抑制
- ・ 残業時の不要な照明消灯
- ・ ノー残業デーの徹底
- ・ ブラインドの活用（省エネ、退庁時にはブラインドを下げる）
- ・ 退室、退館時の電源 OFF 確認
- ・ 空調設備の適温設定（冷房概ね 28℃、暖房概ね 20℃）
- ・ 退室、退館時の空調 OFF 確認

- ・クールビス及びウォームビスの奨励
- ・OA 機器の節電機能の活用（会議時等のディスプレイ OFF）
- ・エネルギー消費効率の高い製品の導入・更新

2 消費燃料の削減

- 燃料消費改善による温室効果ガス排出量を基準比 0.5%削減する。
 - ・公共交通機関の利用
 - ・ハイブリッド公用車の優先的利用
 - ・不要なアイドリング、急発進・急加速、空ぶかしの抑止
 - ・経済走行の励行（一般道：40～60 km/h、高速道：80 km/h）
 - ・車両の整備点検の適正実施
 - ・無駄な積載物の除去
 - ・車両更新時における低燃費・低公害車の導入

3 廃棄物等の排出削減

- 温室効果ガスの排出抑制とともに、環境負荷の軽減に配慮する。
 - ・分別収集の徹底
 - ・使い捨て製品の使用や購入の抑制
 - ・グリーン購入の推進（環境に配慮した製品の優先購入）
 - ・備品調達時における長期使用可能製品の奨励
- コピー及びコピー用紙使用量の基準比 5%削減を目指す。
 - ・適正印刷（コピー）の確実な実施
 - ・使用済み用紙の再利用化
（回収箱の設置、FAX 用紙への先行導入 等）
 - ・両面コピー及び低濃度コピーの励行
（原則、両面コピー。内部資料については使用済用紙を活用）

4 入館団体に対する温暖化防止対策の周知、徹底等

山梨県自治会館の管理を行う一部事務組合として、入館団体に対しても、公共的団体としての責務を果たす必要性に鑑み、温室効果ガスの削減、廃棄物の排出削減等に計画的に務めるよう周知・徹底を図り、会館全体で温暖化防止対策を推進する。

主な項目は、次のとおり。

- (1) 不要な照明の消灯及び間引き
- (2) 空調設備の適温設定（冷房概ね 28℃、暖房概ね 20℃）
- (3) クールビス及びウォームビスの奨励
- (4) エレベーターの制限利用

推進と評価

計画の適正な推進及び評価に資するため、次のとおり体制整備を行う。

1 温暖化防止対策の推進体制

- (1) 事務局長は最高責任者として、総務課長を中心に本計画の（削減）目標達成のために職員を指揮監督し、温室効果ガスの抑制を図る。
- (2) 職員は、措置内容及び行動目標に従い、担当する事務事業において環境負荷が軽減されるよう努めるものとする。

2 点検及び評価について

- (1) 事務局長は、計画期間の5年間における措置状況を把握するため、原則年1回、別紙「地球温暖化防止・環境保全行動チェックシート」により、その進捗状況を点検するものとする。
- (2) 点検・評価の結果、計画の達成上及び目標の進捗状況において特に必要があると認めた場合は、計画内容を見直し、必要に応じて計画を変更するものとする。

3 公表について

- (1) 事務局長は、法第20条の3に基づき、計画の策定、変更及び計画の実施状況について公表するため、内容の取りまとめを行う。